

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026 年 10 月 30 日
【発行者の名称】	株式会社 Y o t t a v i a s (Yottavias Co., Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高岡 悦幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目 3 番 4 号
【電話番号】	03-4214-8484
【事務連絡者氏名】	取締役 長谷川 一正
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 Y o t t a v i a s https://yottavias.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期(中間)	第13期(中間)	第14期(中間)	第12期	第13期
決算年月	2024年7月	2025年7月	2026年7月	2025年1月	2026年1月
売上高 (千円)	387,092	429,484	415,621	755,143	873,205
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	1,960	9,771	△36,172	25,309	18,645
中間(当期)純利益又は中間純損失 (△) (千円)	1,268	6,391	△23,750	17,696	12,997
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数 (株)	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
純資産額 (千円)	143,678	166,498	136,234	160,107	173,104
総資産額 (千円)	469,604	429,700	440,478	436,297	458,568
1株当たり純資産額 (円)	372.70	431.90	357.20	415.32	449.04
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額 (△) (円)	3.29	16.58	△61.78	45.91	33.72
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	30.6	38.7	30.9	36.7	37.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△26,980	37,282	△13,229	△14,999	36,354
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△556	△8,707	△16,501	△4,620	△29,496
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	71,258	△40,518	24,207	30,740	△54,362
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	325,355	280,811	239,726	292,755	245,250
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	11 〔4〕	13 〔7〕	14 〔10〕	8 〔6〕	11 〔7〕

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は潜在株式がなく、また、第14期中間期は、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

6. 第12期及び第13期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人による監査を受けております。第12期(中間)の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人による中間監査を受けております。第13期(中間)及び第14期(中間)の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人による期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026 年 7 月 31 日現在

従業員数(名)	14 [10]
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 当社は IT コンサルティングの単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、円安によるインバウンド需要の増加や、雇用・所得環境の改善により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方で、欧米における高金利水準の継続や中国経済の先行き懸念に加え、米国における関税政策の動向がグローバルなサプライチェーンや貿易環境に影響を及ぼしており、依然として不透明感が残る状況にあります。

このような経済環境のもと、当社におきましては、既存事業の収益基盤の維持・強化に取り組むとともに、将来の成長領域として、ライブカメラを活用したリアルタイム地域情報配信サービス等の新規事業の育成に注力してまいりました。

主軸である法人顧客向け IT コンサルティング事業においては、Wi-Fi 環境の見直し、データバックアップ、クラウド監視カメラ、セキュリティ関連サービス等を提供してまいりました。近年急増するサイバー攻撃、ランサムウェア、マルウェア等に対するリスク意識の高まりを背景に、関連サービスへの需要は一定程度継続しております。

しかしながら、既存事業においては、一部顧客における設備投資・IT 投資の見直しや、案件獲得競争の激化、一部大型案件の工期長期化に伴う売上計上時期のずれ込み等の影響により、売上高は前年同期を下回る水準となりました。

一方、新規事業であるライブカメラ事業においては、自治体、観光地、交通インフラ、民間施設等に向けた導入提案および設置拡大に取り組んでまいりました。当該事業は、防災、観光、地域情報発信、現地状況の可視化等に資するリアルタイム映像インフラとして将来的な成長が期待される一方、現段階では事業基盤の構築・導入拡大を優先しており、カメラ機器、通信、設置工事、運用体制、営業活動等に係る先行投資が発生しております。

その結果、当中間会計期間においては、既存事業の売上減少に加え、新規事業であるライブカメラ事業への先行投資負担が利益面を圧迫し、前年同期に比べて収益性が低下いたしました。もっとも、ライブカメラ事業については、将来的な収益化に向けた重要な成長投資と位置付けており、引き続き導入先の拡大、運用効率の改善、収益モデルの確立に取り組んでまいります。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は 415,621 千円（前年同期比 3.2%減）、営業損失は 35,316 千円（前年同期は 219 千円の営業利益）、経常損失は 36,172 千円（同 9,771 千円の経常利益）、中間純損失は 23,750 千円（同 6,391 千円の中間純利益）となりました。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は 239,726 千円（前期末比 5,524 千円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は 13,229 千円（前年同期は 37,282 千円の資金の増加）となりました。これは主に、税引前中間純損失 36,172 千円、仕入債務の減少 24,706 千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は 16,501 千円（前年同期は 8,707 千円の資金の減少）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 14,695 千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は 24,207 千円（前年同期は 40,518 千円の資金の減少）となりました。これは主に、長期借入れによる収入 80,000 千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

なお、当社は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、IT コンサルティング事業のみを記載しております。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
IT コンサルティング事業	415,621	96.8
合計	415,621	96.8

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)		当中間会計期間 (自 2026 年 2 月 1 日 至 2026 年 7 月 31 日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ハローコミュニケーションズ	339,831	79.1	328,877	79.1

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関しては以下の通りです。

担当 J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

 - a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

 - a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5 【重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約名称	契約内容	契約期間
株式会社 Yottavias (当社)	株式会社ハロー コミュニケーションズ	取次店契約	通信商材等代理店としての 販売・加入取次	自 2026 年 4 月 1 日 至 2027 年 3 月 31 日
株式会社 Yottavias (当社)	株式会社 USEN NETWORKS	代理店契約	通信商材等代理店としての 販売・加入取次	自 2026 年 4 月 1 日 至 2027 年 3 月 31 日

(注) 契約期間は、更新後の契約期間であり、更新期間は原則 1 年（自動更新）であります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(流動資産)

当中間会計期間期末における流動資産は 336,890 千円（前期末比 39,381 千円減）となりました。これは主に、現金及び預金が 5,524 千円、売掛金が 32,948 千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当中間会計期間期末における固定資産は 103,588 千円（前期末比 21,291 千円増）となりました。これは主に、工具、器具及び備品（純額）が 7,842 千円、繰延税金資産が 12,511 千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当中間会計期間期末における流動負債は、204,283 千円（前期末比 18,988 千円減）となりました。これは主に、未払金が 20,120 千円増加したものの、買掛金が 24,706 千円、未払法人税等が 11,114 千円、未払消費税等が 2,240 千円、販売促進引当金が 2,263 千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間期末における固定負債は 99,960 千円（前期末比 37,767 千円増）となりました。これは主に、長期借入金が 37,765 千円増加したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間期末における純資産につきましては 136,234 千円（前期末比 36,870 千円減）となりました。これは、利益剰余金が 23,750 千円減少、自己株式が 13,120 千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年10月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年2月1日～ 2026年7月31日	-	400,000	-	20,000	-	-

(6) 【大株主の状況】

2026年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社よりみち	東京都豊島区東池袋1丁目34-5	220,000	57.68
株式会社Daiko Communications	東京都板橋区三園2丁目4-2	57,500	15.08
高岡 悦幸	東京都千代田区	35,000	9.18
株式会社ユナイテッドトラスト	東京都港区赤坂4丁目8-18	12,000	3.15
飯島 正博	東京都練馬区	12,000	3.15
株式会社ライフイン24group	東京都豊島区東池袋4丁目14-2 ワークスタジオ01ビル	11,800	3.09
高岡 千春	千葉県千葉市中央区	8,000	2.10
伊藤 邦雄	東京都国立市	6,000	1.57
關 康宏	千葉県千葉市緑区	4,000	1.05
今井 敏春	千葉県旭市	2,000	0.52
牧野 顕道	東京都千代田区	2,000	0.52
和田 拓大	千葉県松戸市	2,000	0.52
計	—	372,300	97.61

(注) 当社は、自己株式 18,600 株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、上記の株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除して計算しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 18,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 381,400	3,814	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	400,000	—	—
総株主の議決権	—	3,814	—

② 【自己株式等】

2026年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 Y o t t a v i a s	東京都千代田区麴町 3丁目3-4	18,600	—	18,600	4.65
計		18,600	—	18,600	4.65

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月	2026年7月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2. 2026年2月から7月までにおいては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第 1 種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当中間会計期間（2026 年 2 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日まで）の中間財務諸表について、OAG 監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2026 年 1 月 31 日)	当中間会計期間 (2026 年 7 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	245,250	239,726
売掛金	120,327	87,379
棚卸資産	※ 799	—
前払費用	2,820	3,117
その他	7,073	6,667
流動資産合計	376,272	336,890
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	12,181	11,401
工具、器具及び備品（純額）	22,495	30,338
有形固定資産合計	34,676	41,739
無形固定資産		
ソフトウェア	—	1,700
無形固定資産合計	—	1,700
投資その他の資産		
出資金	40	40
敷金及び保証金	35,302	35,318
繰延税金資産	12,277	24,789
投資その他の資産合計	47,620	60,147
固定資産合計	82,296	103,588
資産合計	458,568	440,478

(単位：千円)

	前事業年度 (2026 年 1 月 31 日)	当中間会計期間 (2026 年 7 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	67,208	42,501
1 年内返済予定の長期借入金	75,816	75,378
未払金	20,790	40,911
未払費用	10,104	10,120
未払法人税等	11,204	90
未払消費税等	2,500	259
預り金	843	918
賞与引当金	1,333	1,400
販売促進引当金	27,699	25,435
その他	5,770	7,267
流動負債合計	223,271	204,283
固定負債		
長期借入金	54,304	92,069
資産除去債務	7,888	7,891
固定負債合計	62,192	99,960
負債合計	285,464	304,243
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	199,504	175,754
利益剰余金合計	199,504	175,754
自己株式	△46,400	△59,520
株主資本合計	173,104	136,234
純資産合計	173,104	136,234
負債純資産合計	458,568	440,478

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2026 年 2 月 1 日 至 2026 年 7 月 31 日)
売上高	429,484	415,621
売上原価	289,118	250,128
売上総利益	140,366	165,492
販売費及び一般管理費	※ 140,146	※ 200,809
営業利益又は営業損失 (△)	219	△35,316
営業外収益		
受取利息	153	255
受取配当金	0	1
共済解約手当金	8,000	—
助成金収入	2,400	—
その他	157	205
営業外収益合計	10,711	461
営業外費用		
支払利息	1,115	1,317
その他	44	—
営業外費用合計	1,159	1,317
経常利益又は経常損失 (△)	9,771	△36,172
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	9,771	△36,172
法人税等	3,379	△12,421
中間純利益又は中間純損失 (△)	6,391	△23,750

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2026 年 2 月 1 日 至 2026 年 7 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	9,771	△36,172
減価償却費	3,345	9,899
賞与引当金の増減額 (△は減少)	400	66
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	3,142	△2,263
共済解約手当金	△8,000	—
助成金収入	△2,400	—
受取利息及び受取配当金	△154	△256
支払利息	1,115	1,317
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,740	32,948
未収入金の増減額 (△は増加)	37	404
未払金の増減額 (△は減少)	6,662	18,742
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,687	△24,706
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,401	△2,240
その他の資産の増減額 (△は増加)	5,467	△295
その他の負債の増減額 (△は減少)	3,882	1,587
その他	2	2
小計	23,819	△964
利息及び配当金の受取額	154	256
利息の支払額	△1,115	△1,317
法人税等の支払額	△90	△11,204
法人税等の還付額	4,113	—
共済解約手当金の受取額	8,000	—
助成金の受取額	2,400	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,282	△13,229
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,989	△14,695
無形固定資産の取得による支出	—	△1,790
敷金及び保証金の差入による支出	△717	△15
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,707	△16,501
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	80,000
長期借入金の返済による支出	△40,518	△42,673
自己株式の取得による支出	—	△13,120
財務活動によるキャッシュ・フロー	△40,518	24,207
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△11,943	△5,524
現金及び現金同等物の期首残高	292,755	245,250
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 280,811	※ 239,726

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前中間純利益または税引前中間純損失に法定実効税率を乗じて計算した金額に、繰延税金資産の回収可能性を考慮しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2026 年 1 月 31 日)	当中間会計期間 (2026 年 7 月 31 日)
貯蔵品	799 千円	－ 千円
計	799 千円	－ 千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2026 年 2 月 1 日 至 2026 年 7 月 31 日)
賞与引当金繰入額	1,100 千円	880 千円

(表示方法の変更)

前中間会計期間において、主要な費目として表示していた「外注費」は金額的重要性が乏しいため、当中間会計期間より主要な費目として表示しておりません。

なお、前中間会計期間の「外注費」は 29,408 千円です。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2026 年 2 月 1 日 至 2026 年 7 月 31 日)
現金及び預金	280,811 千円	239,726 千円
現金及び現金同等物	280,811 千円	239,726 千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2026 年 2 月 1 日 至 2026 年 7 月 31 日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

当社の事業セグメントは、IT コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2026 年 2 月 1 日 至 2026 年 7 月 31 日）

当社の事業セグメントは、IT コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2026 年 2 月 1 日 至 2026 年 7 月 31 日)
通信サービス取次	417,177 千円	403,120 千円
ソフトウェアライセンス等	12,307 千円	12,501 千円
顧客との契約から生じる収益	429,484 千円	415,621 千円
外部顧客への売上高	429,484 千円	415,621 千円

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益金額又は 1 株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2026 年 2 月 1 日 至 2026 年 7 月 31 日)
1 株当たり中間純利益金額又は 1 株当たり中間純損失金額 (△)	16.58 円	△61.78 円
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失 (△) (千円)	6,391	△23,750
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失 (△) (千円)	6,391	△23,750
普通株式の期中平均株式数(株)	385,500	384,453

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額は潜在株式がなく、また、当中間会計期間は、1 株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】
該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 10 月 29 日

株式会社 Y o t t a v i a s
取締役会 御中

〇 A G 監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 今井 基喜
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高橋 大樹
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 Y o t t a v i a s の 2026 年 2 月 1 日から 2027 年 1 月 31 日までの第 14 期事業年度の中間会計期間（2026 年 2 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 Y o t t a v i a s の 2026 年 7 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。